新潟市区自治協議会会長会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例施行規則(平成19年新潟市規則第20号)第6条第1項の規定に基づき設置する区自治協議会会長会議(以下「会長会議」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 会長会議は、すべての区自治協議会の会長(以下「構成員」という。)で組織する。

(座長)

第3条 会長会議に座長を1人置き、構成員の互選によりこれを定める。

(所掌事務)

第4条 会長会議は、区自治協議会の運営及び市民等との協働の推進等に 関する事項について、連絡調整を行う。

(庶務)

第5条 会長会議の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会長会議の運営に関し必要な事項は、座長が会長会議に諮り定める。

附則

- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は, 平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。